



「出港前報告制度」の導入に係る NACCS センターと
「山九株式会社」とのサービス・プロバイダー契約の締結について

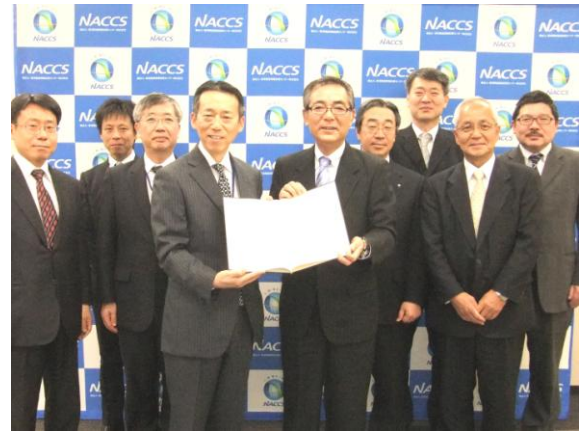
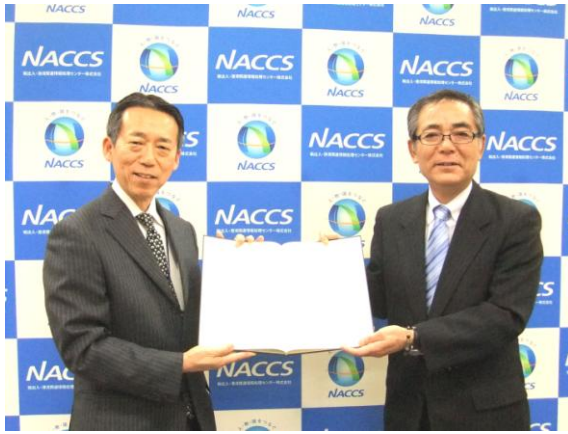
平成 25 年 4 月 2 日（火）、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下、「NACCS センター」という。）と山九株式会社（本社：東京）は、我が国で平成 26 年 3 月からの導入が予定されている「出港前報告制度」に関し、当該制度の報告義務者である海外の船会社及び利用運送事業者（NVOCC）が NACCS を用い、海外から日本国税関に対し電子的に報告を行う仕組みを整備するため、サービス・プロバイダー契約を締結いたしましたので、お知らせします。

今般の山九株式会社との契約締結は、邦人企業としては 2 社目であり、海外のサービス・プロバイダー 7 社と併せ、合計 9 社との間で、海外からの電子的報告を行う仕組みを整備するための協力体制を構築しています。

■本件に関するお問合せ先： 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 8 階
担当：企画部（神例・荒巻）
Tel：044-520-6278 Fax：044-520-6247 E-mail：afr-c@naccs.jp

■NACCS センターは、本年 3 月 1 日、「出港前報告制度掲示板」を新設し、同制度に関する全ての情報を一括して掲載しております。同掲示板には、当該制度の運用に関する情報のほか、サービス・プロバイダーとの接続契約の締結状況、世界主要都市における現地説明会の開催情報等についても掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>



◆輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

吉本卓雄代表取締役社長メッセージ

本日、山九株式会社と「出港前報告制度」に係るサービス・プロバイダー契約を締結することができたことを皆様にお知らせいたします。

出港前報告制度の対象となる我が国向け海上コンテナ貨物については、中国をはじめとしたアジア各国からの貨物が最も大きな割合を占めると考えられ、近海航路に適用される適用緩和措置の対象となる場合もあるなど、アジア発の海上コンテナ貨物に係る出港前報告を如何に適切に処理できるかは、制度の円滑な実施を確保する上で、最大の課題と認識しております。山九株式会社はアジアを中心に強固な物流ネットワークを有しており、課題への挑戦に向けて心強いパートナーを得ることができました。

来年3月の制度施行まで1年を切りましたが、万全の準備を整えるべく、両社で連携していきたいと思っております。

◆山九株式会社メッセージ

当社は現在、船舶代理店・CY・保税蔵置場・通関業・海貨業・NVOCCの立場の物流事業者としてNACCSに参画しております。また、1991年のSea-NACCSの稼働開始時よりNACCSセンターとのデータ交換(EDI)を確立してきました。

国際物流の分野においては、「お客さまのニーズにリンクし、確かな信頼を未来へとつなぐ山九グループ」として国内44社、アジア地域を中心とした海外現地法人40社のネットワークを駆使し、グローバルな物流事業を展開しております。

国際貿易のセキュリティの確保と円滑化の両立をめざす「AEO制度」においても、2011年に「認定通関業者」及び「特定保税承認者」の資格を取得しております。

一方、韓国、シンガポールの同様の資格も取得しており、事業運営上の基盤として「安全・品質・コンプライアンス」の向上を全世界で推進しております。

今回、「出港前報告制度」にサービス・プロバイダーとして参画することにより、財務省関税局及び輸出入・港湾関連情報処理センターに協力しながら国際貿易における安全確保とコンプライアンスを高め、日本の国際物流の発展に貢献するように山九グループ全体として取り組んでまいりたいと考えております。

(以上)